

第59期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時

開催
場所

大阪市中央区北浜3-6-22
淀屋橋ステーションワン30階 [une osaka]

開催場所が前回と異なりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時15分まで

ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 9385
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

大阪府中央区備後町二丁目1番1号
株式会社ショーエイコーポレーション
代表取締役社長 芝原英司

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第59期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shoei-corp.co.jp/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（ショーエイコーポレーション）又は証券コード（9385）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

当日ご出席いただける場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
- 2 場 所** 大阪市中央区北浜3-6-22
淀屋橋ステーションワン30階「lune osaka」
(開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
- 3 目的事項**
- 報告事項**
1. 第59期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告書及び監査報告書を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日は、ノーネクタイの「フールビズ」にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

インターネットで議決権を行使する場合



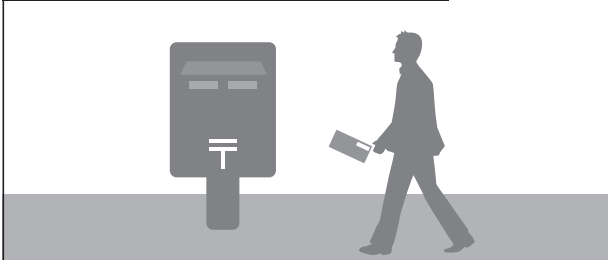
行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分までに行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

書面で議決権を行使する場合



行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時15分必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権を行使される場合の注意点

- インターネットによる方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。（みずほ信託銀行の議決権行使サイト、プレミアム優待倶楽部による議決権行使を含みます。）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

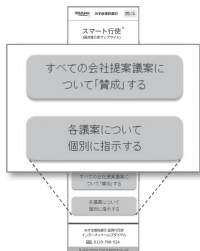
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

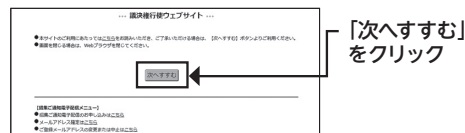
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

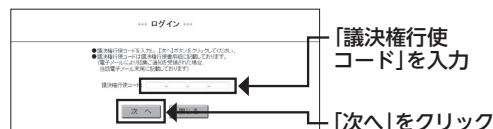
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

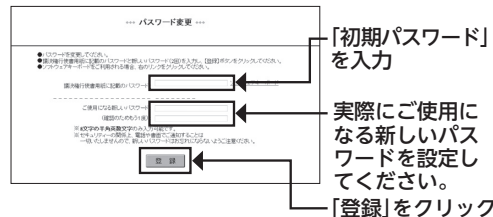
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524 受付時間 平日午前9時～午後9時

■プレミアム優待倶楽部について

電子議決権行使のご案内

会員登録

以下のURLから「ショーエイコーポレーション・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の上、会員登録及びログインをお願いいたします。

URL : <https://shoei-corp.premium-yutaiclub.jp/>



[会員登録・ログインに必要なユーザー情報]

■株主番号

株主様ご自身の9桁の株主番号をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載がございます。

■郵便番号

2026年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された郵便番号をご入力ください。

■ログインID (メールアドレス)

■パスワードを入力の上ご参加ください。

※会員登録時に株主様ご自身で入力いただいたもの

[電子議決権行使方法]

ショーエイコーポレーション・プレミアム優待倶楽部に「ログイン」していただき、ポップアップ画面で「すぐに議決権行使する」を選択いただき、賛否を選択してください。

事前質問の受付について

質問につきましては「ショーエイコーポレーション・プレミアム優待倶楽部」から行うことができます。円滑な株主総会運営のため、質問の数は一人2問まで、1問につき200文字までとさせていただきます。期限は2026年6月19日(金)午後5時15分までとなっております。ご質問について、可能な限り、株主総会にて回答させていただきます。期限は2026年6月19日(金)午後5時15分までとなっております。ご質問について、可能な限り、株主総会にて回答させていただきます。期限は2026年6月19日(金)午後5時15分までとなっております。ご質問について、可能な限り、株主総会にて回答させていただきます。期限は2026年6月19日(金)午後5時15分までとなっております。

ログイン方法：①ログインID (メールアドレス)
②パスワードを入力の上ご参加ください。
※会員登録時に株主様ご自身で入力いただいたもの

事前質問受付期間：2026年6月10日(水)午前9時から6月19日(金)午後5時15分まで

事前のご質問受付

株主総会において、事前のご質問を受け付けております。
株主総会運営上、メッセージ送信は2回までとさせていただきます。
また、すべてのメッセージに対し回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

メッセージの種類	<input type="text" value="選択してください"/>
メッセージ	<input type="text" value=""/> (0/200文字)

メッセージを送信

お問い合わせ先

TEL 0120-980-965 (通話無料)
受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日を除く)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施し、あわせて基盤強化のために内部留保の充実に力をいれていくことを基本方針としております。

【期末配当に関する事項】

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につきまして、35円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は270,454,240円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

コーポレート・ガバナンス強化の継続性を担保し、取締役の人数を増員するため、現行定款第20条を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
(員数) 第20条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第20条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は、 <u>11</u> 名以内とする。
2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。	2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）6名が任期満了となります。つきましては、今後の経営監督機能の強化を図るため1名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、下記の事項を取締役（監査等委員である取締役を除く）の資格要件として定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者全員は、これらの要件を満たしておりますとともに、指名・報酬委員会へ諮問、答申を受けて決定し、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者が適任である旨の意見を得ています。

本議案の取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

【取締役（監査等委員である取締役を除く）の選定基準】

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選定基準については以下の項目に定める条件をバランスよく満たす者とする。

- ① 自らの使命を持ち、未来事業を作り上げられると見做されること
- ② 自らの責任を持って、業務目標を達成することができると見做されること
- ③ 人を鼓舞して自発的に行動させるコミュニケーション能力が備わっていると見做されること
- ④ 策定した戦略や目標を行動に移し、結果を出すことができると見做されること
- ⑤ 高い倫理観、優れた品格と見識を持っていると見做されること
- ⑥ 人を育てることが事業であるという強い意志とそれを実践する能力を持っていると見做されること
- ⑦ 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

候補者番号

1

再任

しば はら えい じ
芝原 英司 (1948年12月6日生)

所有する当社の株式の数 1,908,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	当社入社	2017年6月	代表取締役社長兼CEO 代表執行役員
1982年4月	常務取締役		
1988年4月	代表取締役社長	2021年8月	代表取締役社長兼代表執行役員 (現任)

(取締役候補者とした理由)

同氏は、1988年に代表取締役社長に就任して以来、当社グループ経営の舵取りを担い、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えており、当社グループの今後の持続的な企業価値向上、中期経営計画実現のため、代表取締役社長としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

16回／ 16回 (100%)

候補者番号

2

再任

かわ かみ ひろ やす
川上 弘恭 (1958年8月15日生)

所有する当社の株式の数 2,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2020年4月	Bonset America Corporation CEO&President 兼 タキロンシーアイグループ執行役員
2011年4月	韓国伊藤忠商事株式会社 CEO兼社長		
2014年4月	シーアイ化成株式会社 常務執行役員	2022年5月	当社入社 顧問営業部門担当
2015年4月	シーアイ化成株式会社 取締役常務執行役員	2022年6月	取締役 執行役員 営業部門担当 (現任)
2017年4月	タキロンシーアイ株式会社 取締役常務執行役員		

(取締役候補者とした理由)

同氏は、長年にわたり化成品商社において、トップマネジメントとして経営に携わっており、業界における営業力と経営能力を有し、2022年に当社に入社以降、営業部門に携わり会社の中核として成長・発展に貢献。また当社グループが目指す複合営業の推進に取り組んでおり、当社グループの今後の企業価値向上、中期経営計画実現のため、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

16回／ 16回 (100%)

候補者番号

3

再任

た なか ひろ ふみ
田中 博文 (1965年4月1日生)

所有する当社の株式の数 35,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社栄屋入社	2022年4月	執行役員 営業促進支援事業 営業部門担当
1994年1月	当社入社	2023年4月	執行役員 営業促進支援事業 営業部門担当 兼 大阪本社営業第二部長
2012年4月	第三営業部 副部長	2024年6月	取締役 執行役員 営業促進支援事業 営業部門担当 兼 大阪本社営業第二部長
2013年4月	本社営業第二部 マネージャー (部長)	2025年4月	取締役 執行役員 営業促進支援事業 営業部門担当 兼 大阪本社営業第二部長 兼 東京本社営業第二部長
2015年12月	営業本部副本部長兼本社営業第二部マネージャー	2026年4月	取締役 執行役員 営業促進支援事業担当 (現任)
2017年4月	執行役員 メディアネットワーク営業部長		
2019年4月	執行役員 営業担当		
2019年6月	取締役 執行役員 メディアネットワーク営業部担当		
2021年4月	取締役 執行役員 大阪本社営業第二部、東京本社営業第二部・第三部、西日本営業部担当		

(取締役候補者とした理由)

同氏は、1994年に当社に入社以降一貫して営業部門に携わり、ダイレクトメール発送代行業界に本格参入した会社の中核として成長・発展に貢献。また複合営業の推進に取り組み、当社グループの今後の企業価値向上、中期経営計画実現のため、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断しております。以上のことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであり選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

16回 / 16回 (100%)

候補者番号

4

再任

いな や かず き
稲谷 和樹 (1971年12月7日生)

所有する当社の株式の数 8,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	大洋真珠株式会社入社	2022年4月	執行役員 コーポレート統括部長
2002年4月	恒菱株式会社入社	2025年4月	執行役員 管理部門担当 兼 経理部長
2007年7月	当社入社 経理部配属	2025年6月	取締役 管理部門担当 兼 経理部長
2017年8月	経理部長	2026年4月	取締役 管理部門担当 兼 経理部長 兼 経営企画部長 兼 法務部長 (現任)
2019年4月	執行役員 経理部長		

(取締役候補者とした理由)

同氏は、入社以降一貫して経理部門に携わり、財務・会計及びリスクマネジメントに関する豊富な経験及び高度な知見を有しております。同氏の財務・会計及びリスクマネジメントに関する経験・知見が当社の企業価値向上に寄与することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としたものでありの選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

12回 / 12回 (100%)

(注) 上記出席回数は2025年6月25日取締役就任後の回数

候補者番号

5

新任

や の はや と
矢野 隼人 (1986年2月5日生)

所有する当社の株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月 サイバーワーク株式会社入社
2012年12月 システムズデザイン株式会社入社
2014年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2023年2月 ボストン・コンサルティング・グループ
合同会社入社 (現任)
2026年4月 当社入社 経営企画部顧問 (現任)

(取締役候補者とした理由)

同氏は、保険・金融・製造業をはじめとする多様な業界において、特に、デジタル技術を活用した事業変革、新規ビジネス創出、業務再設計、M&Aに伴う事業統合等、経営課題に対するコンサルティングに関し豊富な経験と専門的知見を有しております。これらの経験、見識を活かし、当社の経営体制を強化できる人材と判断したことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

再任

社外

やま の くち よし こ
山之口 良子 (1957年2月13日生)

所有する当社の株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	ピアス株式会社入社	2007年5月	同社代表取締役社長 (現任)
1983年4月	日本電子工業株式会社 (現株式会社 J E I) 入社	2016年9月	J E I ホールディングス株式会社代表取締役社長 (現任)
1995年6月	同社取締役	2023年6月	当社取締役 (現任)
1998年6月	同社常務取締役		

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

同氏は、長年にわたり製造業界において、トップマネジメントとして経営に携わっており、モノづくりと開発分野における豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験、見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できる人材と判断したことから引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

16回 / 16回 (100%)

候補者番号

7

再任

社外

かた やま じゅん いち ろう

片山 淳一郎 (1965年11月6日生)

所有する当社の株式の数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社日本興業銀行（現みずほ銀行） 入行	2022年10月	Termguard Asia Pte.代表取締役社長 （現任）
1995年10月	環境機器株式会社入社	2023年6月	当社取締役（現任）
2000年1月	同社代表取締役社長（現任）	2023年10月	キンキ・リビング・スポーツ株式会社代 表取締役社長（現任）
2010年9月	公益社団法人日本国際民間協会副理事 長（現任）	2024年10月	株式会社雨宮代表取締役社長（現任）
2021年2月	株式会社JMキャピタルマネジメント代 表取締役（現任）		
2021年3月	西武消毒株式会社代表取締役社長（現 任）		

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

同氏は、長年にわたり製造販売業界において、トップマネジメントとして経営に携わっており、販路拡大に向けた営業力と経営能力を有しており、これらの経験、見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できる人材と判断したことから引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

取締役会出席状況

16回／ 16回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山之口良子氏、片山淳一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役在任期間について、山之口良子氏、片山淳一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結時をもって両氏とも3年となります。
 4. 当社は、山之口良子氏、片山淳一郎氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、両氏の届出を継続する予定であります。
 5. 当社は、山之口良子氏、片山淳一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が社外取締役に再任された場合、同契約を継続する予定であります。なお、この当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役1名が辞任となりますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、下記の事項を監査等委員である取締役の資格要件、社外取締役の資格要件として定めており、監査等委員である取締役候補者は、これらの要件を満たしておりますとともに、監査等委員会の同意を得ております。

なお、社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

本議案の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

【監査等委員である取締役の選定基準】

監査等委員である取締役の選定基準については以下の項目に定める条件をバランスよく満たす者とする。

- ① 高い倫理観と優れた品格・見識を有していることと見做されること
- ② 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していることと見做されること
- ③ 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていることと見做されること
- ④ 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができると見做されること
- ⑤ 次のいずれかの経歴、能力を有する者であること
 - ・ 弁護士等の、法律の専門家
 - ・ 会社の経営に関与した経験を有する者
 - ・ 財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
 - ・ 営業分野や研究・開発分野等の豊富な経験を有する者
 - ・ その他上記各項目に準じた経歴、能力を有する者
- ⑥ 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

【社外取締役の選定基準】

社外取締役の選定基準については以下の項目に定める条件を全て満たす者とする。

- ① 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
- ② 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- ③ 他の上場会社の役員の兼任は、当社を除いて3社までであること
- ④ 次のいずれかの経歴、能力を有する者であること
 - ・ 弁護士等の、法律の専門家
 - ・ 会社の経営に関与した経験を有する者
 - ・ 財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
 - ・ 営業分野や研究・開発分野等の豊富な経験を有する者
 - ・ その他上記各項目に準じた経歴、能力を有する者
- ⑤ 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

【社外役員の独立性基準】

社外役員のうち、以下の項目のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。

- ① 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
- ③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
- ④ 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担っている者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- ⑥ 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
- ⑦ 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
- ⑧ 過去3年間に於いて、上記①から⑦のいずれかに該当していた者
- ⑨ 上記①から⑧のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩ 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去3年間に於いて、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑫ 前各項目のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

とみやま さとこ
富山 聡子 (1979年2月10日生)

所有する当社の株式の数 一株

新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年10月	弁護士登録 西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ 法律事務所）入所	2023年6月	タイガースポリマー株式会社社外監査役 （現任）
2006年8月	堂島法律事務所入所	2024年6月	ウツエバルブサービス株式会社社外監査 役（現任）
2012年1月	堂島法律事務所 パートナー（現任）		

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

同氏は、弁護士の資格を有しており、その幅広い知識や豊富な経験に基づき、当社の業務執行の適法性の確保のため極めて有益な方であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注)
1. 富山聡子氏の戸籍上の氏名は、平野聡子であります。
 2. 富山聡子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 富山聡子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、富山聡子氏が選任された場合は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、富山聡子氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。この当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
 6. 任期については退任する監査等委員である取締役の任期満了の時までといたします。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。富山聡子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【監査等委員である取締役の選定基準】

監査等委員である取締役の選定基準については以下の項目に定める条件をバランスよく満たす者とする。

- ① 高い倫理観と優れた品格・見識を有していると思われること
- ② 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していると思われること
- ③ 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていると思われること
- ④ 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べると思われること
- ⑤ 次のいずれかの経歴、能力を有する者であること
 - ・ 弁護士等の、法律の専門家
 - ・ 会社の経営に関与した経験を有する者
 - ・ 財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
 - ・ 営業分野や研究・開発分野等の豊富な経験を有する者
 - ・ その他上記各項目に準じた経歴、能力を有する者
- ⑥ 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

たま き もと み
玉置 求己 (1972年8月17日生)

所有する当社の株式の数

一株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本 2011年4月 税理士登録（近畿税理士会）
有限責任監査法人）大阪事務所入所
2004年8月 ジャパン・マネジメント・コンサルティ
ング株式会社設立 取締役就任（現任）
2007年8月 当社入社 経理部 嘱託（現任）

(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)

同氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスを頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。上記理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

-
- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、玉置求己氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。監査等委員である取締役に選任された場合、この当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や政府の物価高対策による個人消費の持ち直し、また高水準な企業収益を背景に設備投資が底堅く推移したこともあり緩やかに回復しております。一方、期末において中東情勢の緊迫化が急速に進行し、原油・ナフサ等の輸入原材料の供給・調達に対する不安が国内産業全体へ広がり、資源価格高騰や急激な為替変動により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、様々な外部環境により先行きが見通しづらい中、原料価格の高騰、輸入仕入価格の上昇といった厳しい事業環境が続いております。そのような中、高付加価値商品の開発、仕入調達ルートの多角化といった収益改善策を継続しつつ、企画提案力の強化、取扱領域の拡大、顧客の多様な要望に応えるための継続的な投資、研究開発人材の強化や指導体制の整備を進め、複合営業の本格化につなげてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は190億47百万円（前年同期比0.1%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は13億31百万円（前年同期比78.1%増）、経常利益は12億98百万円（前年同期比73.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億53百万円（前年同期比82.7%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(営業促進支援事業)

当セグメントにつきましては、お客様自身の営業を一層促進していただくために、商品や販促品の企画開発から、アSEMBリなどの生産支援、配送にいたるまで、商品・サービスの提供をする事業であります。資材や販促品キャンペーンを軸とする販売は、販促企画案件について大口の減少はあったものの、高付加価値商品のリピートは順調に推移し、新規市場の開拓を積極的に推進した結果、前年同期を上回りました。OEMについては、自社工場を活用した雑貨や化粧品等のピロー包装やアSEMBリ作業は順調に推移しており、日用雑貨品の充填等についてもエンドユーザーへの複合販売を強化推進したことで受注が増加し前年同期を大きく上回りましたが、収益認識基準による相殺額の増加により売上への寄与が小さくなったことから結果的に前年同期を下回りました。利益面につきましては、高付加価値商品の販売が拡大したこと、またアSEMBリ案件の増加に伴う自社工場の稼働率が高かったことから、セグメント利益額、利益率ともに増加いたしました。

その結果、売上高は101億5百万円（前年同期比6.6%増）、セグメント利益は8億74百万円（前年同期比146.9%増）となりました。

(商品販売事業)

当セグメントにつきましては、100円ショップやドラッグストアなどの小売販売店に向けて、商品を企画提案し、製造・調達し、提供する事業であります。100円ショップ向けについては、環境対応型商品の投入や消臭袋や鮮度保持袋に代表される付加価値の高いポリエチレン製品を中心として堅調に推移し、また新商品において機能性・利便性・アイディア性といった付加価値の高い雑貨商品の売上も好調でありました。しかしながら、定番商品において市場環境の変化や価格競争の影響を受け、売上高は前年同期を下回りました。量販店向けについては、ポリエチレン製品は100円ショップ向け同様安定した売上があるものの、収益性を高める方針のもと低利益率の商品の販売を縮小していることが影響し減少となりました。利益面につきましては、より収益性の高い商品や市場価値に合った商品の投入を引き続き進めていったこと、またサプライヤーの多角化を行うといった原価低減に努めたことから、セグメント利益額は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は91億15百万円（前年同期比6.0%減）、セグメント利益は4億56百万円（前年同期比16.1%増）となりました。

2. 設備投資の状況及び資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

国内経済情勢については、雇用情勢の改善や賃上げの定着が支えとなり緩やかな回復基調が見込まれるものの、家計の物価は高止まりし実質購買力は脆弱、米中の景気や地政学リスクもあり、先行き不透明な状況が続く見通しであります。そのような中で、当社グループとしては、以下の事項を対処すべき課題として考えております。

営業促進支援事業、商品販売事業ともにグループ企業との連携強化をさらに進めてまいります。そのためには、

- ・ 仕入先の多角化や調達ルートの再構築を進め、使用原料・資材の仕様を見直すことによるコストコントロールを徹底し、収益の安定化と供給リスクの低減を図る。
- ・ 機能性・利便性・環境対応といった要素を付加した商品開発を推進し、価格競争からの脱却を図り、市場ニーズに合致した高付加価値商品の投入や既存商品のリニューアルを通じて収益性を向上させるとともに、ブランド力の強化につなげる。
- ・ 顧客ニーズの多様化・高度化に対応するため、開発部門の体制強化と研究開発人材の育成・確保を進めるとともに、指導体制やナレッジ共有の仕組みを整備し、商品企画から生産・販売までを一体化した開発力を高め、高付加価値商品や差別化商品の創出を加速させる。
- ・ 既存の営業促進支援事業及び商品販売事業のシナジーを活かし、ECやデジタルチャネルを中心とした新たな販売モデルの構築を推進させ、企画・製造・物流機能を組み合わせた複合的なサービス提供を拡充し、顧客接点の拡大と収益機会の多様化を図る。

当社グループがこれまで取り組んできた、得意先の要望をくみ取り、様々な製品・サービスを複合的に提供し、顧客の要望に応える総合支援事業を中核に置き成長していくことを目指します。

5. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期 第56期	2024年3月期 第57期	2025年3月期 第58期	2026年3月期 (当連結会計年度) 第59期
売 上 高 (百万円)	20,745	19,446	19,031	19,047
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	△1,617	1,009	467	853
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	△209.30	130.59	60.48	110.47
総 資 産 (百万円)	11,034	9,621	10,433	11,011
純 資 産 (百万円)	2,804	3,801	4,276	5,137

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2023年3月期 第56期	2024年3月期 第57期	2025年3月期 第58期	2026年3月期 (当事業年度) 第59期
売 上 高 (百万円)	18,823	17,796	17,478	17,724
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	△2,045	847	597	931
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	△264.74	109.62	77.38	120.57
総 資 産 (百万円)	9,772	8,189	7,952	8,909
純 資 産 (百万円)	2,265	3,022	3,483	4,335

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいてそれぞれ算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (間接所有含む)	主要な事業内容
SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	140,000千タイバツ	100.0%	ポリエチレン関連商品の製造
株式会社ファインケメティックス	54,000千円	100.0%	医療部外品及び化粧品を受託製造、製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業の内容

事業別	事業内容
営業促進支援事業	営業促進支援事業は、お客様自身の営業を一層促進していただくために、商品や販促品の企画開発から、アSEMBリなどの生産支援、配送にいたるまで商品・サービスの提供をする事業であります。
商品販売事業	商品販売事業は、100円ショップやドラッグストアなどの小売販売店に向けて、商品を企画提案し、製造・調達し、提供する事業であります。

8. 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	大阪市中央区備後町二丁目1番1号
支 店	東京本社、名古屋支店
営 業 所	西日本営業所（福岡市）
工 場 等	大阪センター（大阪市）、大阪第2センター（大阪市）、神奈川センター（神奈川県座間市）、泉大津センター（大阪府泉大津市）、岸和田センター（大阪府岸和田市）

② 子会社

SHOEI PLASTIC(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国 サムットプラカン県
株式会社ファインケメティックス	東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番14号

9. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
570名	9名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184 (213) 名	2名減	44.0歳	11.8年

(注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,707百万円
株式会社りそな銀行	500百万円
株式会社商工組合中央金庫	433百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 25,000,000株
- 発行済株式の総数 7,727,264株（自己株式 122,736株を除く）
- 株主数 8,048名
- 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
芝原英司	1,908	24.69
ショーエイ従業員持株会	248	3.21
吉岡裕之	173	2.23
剣持整	107	1.38
有村芳文	78	1.01
キョウエイ株式会社	77	0.99
山下重子	61	0.78
藤原秀仁	52	0.67
オザックス株式会社	50	0.64
正垣勝彦	50	0.64

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。
 2. 持株比率は、自己株式（122,736株）を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	芝原英司	代表執行役員
取 締 役	川上弘恭	執行役員営業部門担当
取 締 役	小倉幹雄	執行役員商品販売事業部門担当兼商品販売部長
取 締 役	田中博文	執行役員営業促進支援事業営業部門担当兼大阪本社営業第二部長兼東京本社営業第二部長
取 締 役	稲谷和樹	執行役員管理部門担当兼経理部長
取 締 役	山之口良子	株式会社J E I代表取締役社長 J E Iホールディングス株式会社代表取締役社長
取 締 役	片山淳一郎	環境機器株式会社代表取締役社長 西武消毒株式会社代表取締役社長 Termguard Asia Pte.代表取締役社長 キンキ・リビング・サポート株式会社代表取締役社長 株式会社雨宮代表取締役社長 公益社団法人日本国際民間協力会 副理事長 株式会社JMキャピタルマネジメント代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	新城学	
取締役（監査等委員）	大森茂樹	
取締役（監査等委員）	種田ゆみこ	株式会社ブレイン取締役 住江織物株式会社（現SUMINOE株式会社）社外取締役 新田セラチン株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役山之口良子氏、片山淳一郎氏、新城学氏、大森茂樹氏及び種田ゆみこ氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員大森茂樹氏は経営コンサルタントとしての経験を有することから、また種田ゆみこ氏は公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部統制監査室との密な連携を図るため、監査等委員の新城学氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 4. 当社は取締役山之口良子氏、片山淳一郎氏、新城学氏、大森茂樹氏及び種田ゆみこ氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており

ます。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	92,280	92,280	—	—	7
（うち社外取締役）	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(2)
取締役（監査等委員）	15,900	15,900	—	—	3
（うち社外取締役）	(15,900)	(15,900)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は年額1億20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額として年額30百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額24百万円以内と2017年6月27日開催の第50期定時株主総会において、決議しております。なお当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

②報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で支給することとしております。報酬の決定方針は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬に関する方針は、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を経営上の最重要課題と位置付けており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。また株主重視の経営意識を一層高めるとともに、コーポレートガバナンスの強化を図るために、業績及び持続的な企業価値向上に対する取締役のインセンティブを高める役員報酬制度を構築していきたいと考えております。

報酬の構成としては、業務執行取締役の報酬においては、①基本報酬(月額報酬)、②業績連動賞与、③株式報酬で構成しております。基本報酬(月額報酬)は経営の意思決定及び監督業務の職責に基づく対価であり、その報酬の決定方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬枠は2017年6月27日開催の第50期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額1億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬を年額24百万円以内と定めております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容

業績連動賞与は事業年度業績に連動するものであり、親会社株主に帰属する当期純利益の期初計画達成差額に予め定めた係数を乗じて支払総額を決め、期間における貢献度・評価を総合的に勘案の上、決定することとしております。

$$\text{業績連動賞与} \cdot \text{株式報酬原資総額} = (\text{親会社株主に帰属する当期純利益実績} - \text{親会社株主に帰属する当期純利益予算}) \times 10\%$$

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、中期経営計画の達成度合いに応じ付与しております。

業務執行取締役以外の取締役の報酬においては、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬については取締役会にて決議されております。取締役報酬の基本報酬（月額報酬）、業績連動賞与、株式報酬の割合は、基本報酬（月額報酬）を定額とし、それに対して業績連動賞与、株式報酬は業績の達成度合いを評価し支給するものとし、そのため業績連動賞与、株式報酬は支給されないこともあるが、支給された場合においても、構成割合は、1年間の業績連動賞与、株式報酬の合算額が基本報酬（月額報酬）を超えない範囲としております。取締役会決議にあたっては、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役で構成される、指名・報酬委員会（委員長は委員会の互選により選出する。委員3名以上）にて内容が検討され、その答申に基づき取締役会にて決議され、また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬の具体的な配分については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会から一任された代表取締役社長代表執行役員である芝原英司が決定しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況を踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると判断したためであります。内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査等委員である取締役については監査等委員の協議において決定するものとしております。

以上、役員の報酬等の額については、事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、及び「基本報酬(月額報酬):業績連動賞与:株式報酬」の割合を総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬委員会への諮問を踏まえ決定するものとしております。なお、取締役の報酬・賞与の体系・水準については、指名・報酬委員会が6回開催され、その内容が検討され、その答申に基づき2025年6月25日開催の取締役会にて決議されております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	山之口 良子	株式会社 J E I J E I ホールディングス株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長
取締役	片山 淳一郎	環境機器株式会社 西武消毒株式会社 Termguard Asia Pte. キンキ・リビング・スポーツ株式会社 株式会社雨宮 公益社団法人日本国際民間協力会 株式会社 J M キャピタルマネジメント	代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 副理事長 代表取締役
取締役 (監査等委員)	種田 ゆみこ	株式会社ブレイン 住江織物株式会社 (現SUMINOE株式会社) 新田ゼラチン株式会社	取締役 社外取締役 社外取締役

(注) 当社と株式会社 J E I、J E I ホールディングス株式会社、環境機器株式会社、西武消毒株式会社、Termguard Asia Pte.、キンキ・リビング・スポーツ株式会社、株式会社雨宮、公益社団法人日本国際民間協力会、株式会社 J M キャピタルマネジメント、株式会社ブレイン、住江織物株式会社 (現SUMINOE株式会社)、新田ゼラチン株式会社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	山之口 良子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造及び開発分野における経営マネジメントとしての知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取 締 役	片 山 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造販売業界における経営マネジメントとしての知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	新 城 学	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会13回の全てに出席し、証券会社法人部門における豊富な経験、知識に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	大 森 茂 樹	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回出席、監査等委員会13回のうち11回出席し、経営コンサルタントとして経験を有し、その専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	種 田 ゆみこ	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回及び監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 40百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 40百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のように制定し、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）全体に適用する「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」「ショーエイフィロソフィー」を定める。
- ② 「ショーエイコーポレーション企業行動憲章」の精神に則って制定された「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス窓口」「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する相談受付、調査、監督及び啓蒙活動を実施する。
- ③ 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、常勤監査等委員を窓口にした公益通報制度を整備し、経営会議、社内研修を通じて当社グループ役職員に周知徹底する。
- ④ 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ⑤ 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」及び「監査計画」に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
- ⑥ 取締役会は、使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
- ⑦ 取締役会は、社内規程が諸法令等に適合するように制定されているかといった事項を、顧問弁護士、顧問社労士等の専門家に意見を求めることにより確認する。
- ⑧ 代表取締役社長直轄にて内部監査担当者（内部統制監査室長）を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、監査等委員である取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- ⑨ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- ⑩ 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を文書管理規程において規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料とともに保存する。
- ② 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループの経営活動上、「コンプライアンス規程」「情報セキュリティ管理規程」「危機管理規程」などリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ② リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- ③ 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を「危機管理規程」等において規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して「取締役会規程」「会議管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限表」において規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
- ② 当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監査・監督を行う。また取締役（監査等委員である取締役を除く）は各部門と業務の進捗状況を定期的に確認することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- ③ 当社は、取締役会においてグループ・全社戦略を定め、各部門及び各子会社はグループ戦略を踏まえ部署別、会社別の戦略を策定する。またその進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。

-
- ④ 当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。また経営会議には常勤監査等委員である取締役も常時参加する（非常勤監査等委員は随時参加）。
 - ⑤ 当社の本社部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と各部門の戦略実行をサポートするとともに、重要な子会社に対しても同様の体制を構築し、個々の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ② 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ③ 当社が設置する公益通報窓口は、国内当社グループの全ての役職員が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ④ 内部統制監査室は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査等委員会の職務は、内部統制監査室においてこれを補助する。
- ② 監査等委員会の職務を補助する内部統制監査室の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ③ 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、当社の本社部門が支援を行う。
- ② 内部統制監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、監査等委員会から指示があった公益通報の調査結果についての報告、その他活動状況の報告を行うものとする。
- ③ 監査等委員会は、当社グループの取締役会議事録、稟議書等の重要な決裁書類及び関係資料等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。
- ⑤ 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
- ⑥ 当社の子会社の取締役又は監査役を兼任する当社の役職員は、重要な事項が発生した場合には監査等委員会へ報告する。
- ⑦ 当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いや職場環境の悪化、嫌がらせ等がないように適切な措置を執る旨を、「公益通報者保護規程」に明記するとともに、当社グループ役職員に周知徹底する。

9. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

10. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの説明を受ける。
- ② 監査等委員会は、内部統制監査室の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役社長及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、顧問弁護士、監査法人等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性を確保し、効率性を高めました。その他、監査等委員会は13回、各部門長が出席する経営会議は12回開催し、当社の課題などについて討議いたしました。
2. 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、さらに、取締役会に出席するとともに、社長及び他の取締役、内部統制監査室、会計監査人との間で適宜協議する場を持ち、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部統制監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況について年2回監査を実施し、その評価について代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告いたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   | <b>負債の部</b>        |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,811,671</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>4,405,377</b>  |
| 現金及び預金          | 1,084,352         | 支払手形及び買掛金          | 1,096,772         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,558,794         | 短期借入金              | 2,030,000         |
| 電子記録債権          | 566,150           | 一年内返済予定の長期借入金      | 292,741           |
| 商品及び製品          | 1,727,807         | リース債務              | 57,935            |
| 仕掛品             | 198,462           | 未払金                | 170,992           |
| 原材料及び貯蔵品        | 548,912           | 未払費用               | 156,137           |
| 前渡金             | 18,897            | 未払法人税等             | 343,297           |
| 未収入金            | 2,304             | 未払消費税等             | 90,645            |
| その他             | 110,021           | 賞与引当金              | 119,265           |
| 貸倒引当金           | △4,030            | その他                | 47,589            |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,199,626</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>1,468,881</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,800,754</b>  | 長期借入金              | 917,850           |
| 建物及び構築物         | 731,086           | リース債務              | 62,994            |
| 機械装置及び運搬具       | 342,170           | 繰延税金負債             | 238,870           |
| 工具、器具及び備品       | 68,680            | 退職給付に係る負債          | 46,808            |
| 土地              | 1,548,013         | 長期未払金              | 137,022           |
| 建設仮勘定           | 13,717            | その他                | 65,335            |
| リース資産           | 97,086            | <b>負債合計</b>        | <b>5,874,258</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>189,712</b>    | <b>純資産の部</b>       |                   |
| リース資産           | 4,860             | <b>株主資本</b>        | <b>4,404,392</b>  |
| その他             | 184,852           | 資本金                | 715,615           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,209,160</b>  | 資本剰余金              | 807,752           |
| 投資有価証券          | 683,205           | 利益剰余金              | 2,937,942         |
| 差入保証金           | 209,285           | 自己株式               | △56,918           |
| 退職給付に係る資産       | 257,364           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>732,647</b>    |
| 繰延税金資産          | 16,582            | その他有価証券評価差額金       | 287,071           |
| その他             | 43,048            | 繰延ヘッジ損益            | 840               |
| 貸倒引当金           | △326              | 為替換算調整勘定           | 444,735           |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,011,298</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>5,137,039</b>  |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>11,011,298</b> |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 19,047,002 |
| 売上原価            |         | 14,368,957 |
| 売上総利益           |         | 4,678,045  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 3,346,865  |
| 営業利益            |         | 1,331,179  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 702     |            |
| 受取配当金           | 30,770  |            |
| デリバティブ評価益       | 905     |            |
| 資材売却収入          | 5,282   |            |
| 障害者雇用調整金        | 4,756   |            |
| その他             | 6,099   | 48,516     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 63,927  |            |
| 支払手数料           | 5,423   |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 0       |            |
| その他             | 11,838  | 81,189     |
| 経常利益            |         | 1,298,506  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 3,550   | 3,550      |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 13,528  |            |
| 投資有価証券売却損       | 4,996   | 18,524     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,283,531  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 440,309 |            |
| 法人税等調整額         | △10,429 | 429,879    |
| 当期純利益           |         | 853,651    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 853,651    |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 期 首 残 高                        | 715,615 | 807,752   | 2,238,836 | △56,918 | 3,705,285   |
| 当 期 変 動 額                      |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                    |         |           | △154,545  |         | △154,545    |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益            |         |           | 853,651   |         | 853,651     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額 (純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | —       | —         | 699,106   | —       | 699,106     |
| 期 末 残 高                        | 715,615 | 807,752   | 2,937,942 | △56,918 | 4,404,392   |

(単位：千円)

|                                | その他の包括利益累計額      |         |             |                   | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------|------------------|---------|-------------|-------------------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為 替 換 算 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 期 首 残 高                        | 211,542          | △1,308  | 361,294     | 571,528           | 4,276,814 |
| 当 期 変 動 額                      |                  |         |             |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                  |         |             |                   | △154,545  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益            |                  |         |             |                   | 853,651   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額 (純額) | 75,528           | 2,149   | 83,441      | 161,118           | 161,118   |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | 75,528           | 2,149   | 83,441      | 161,118           | 860,225   |
| 期 末 残 高                        | 287,071          | 840     | 444,735     | 732,647           | 5,137,039 |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  | <b>負債の部</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,795,884</b> | <b>流動負債</b>      | <b>4,042,174</b> |
| 現金及び預金          | 728,415          | 買掛金              | 1,046,132        |
| 受取手形            | 7,156            | 短期借入金            | 2,030,000        |
| 電子記録債権          | 541,240          | 一年内返済予定の長期借入金    | 125,604          |
| 売掛金             | 2,393,063        | リース債務            | 43,625           |
| 商品及び製品          | 1,562,708        | 未払金              | 157,057          |
| 仕掛品             | 131,540          | 未払費用             | 80,947           |
| 原材料及び貯蔵品        | 52,746           | 未払法人税等           | 342,831          |
| 前渡金             | 3,963            | 未払消費税等           | 84,314           |
| 未収入金            | 489              | 契約負債             | 13,371           |
| 前払費用            | 48,166           | 預り金              | 8,590            |
| その他             | 329,922          | 賞与引当金            | 108,247          |
| 貸倒引当金           | △3,530           | その他              | 1,452            |
|                 |                  | <b>固定負債</b>      | <b>532,334</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,113,750</b> | 長期借入金            | 133,722          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,227,552</b> | リース債務            | 51,790           |
| 建物              | 383,857          | 長期未払金            | 137,022          |
| 構築物             | 3,755            | 退職給付引当金          | 22,031           |
| 機械及び装置          | 56,162           | 繰延税金負債           | 146,431          |
| 車両運搬具           | 355              | その他              | 41,335           |
| 工具、器具及び備品       | 46,075           | <b>負債合計</b>      | <b>4,574,509</b> |
| 土地              | 639,363          | <b>純資産の部</b>     |                  |
| 建設仮勘定           | 13,717           | <b>株主資本</b>      | <b>4,047,213</b> |
| リース資産           | 84,264           | 資本金              | 715,615          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>157,904</b>   | 資本剰余金            | 867,842          |
| ソフトウェア          | 153,370          | 資本準備金            | 633,015          |
| 電話加入権           | 4,533            | その他資本剰余金         | 234,827          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,728,293</b> | 利益剰余金            | 2,528,986        |
| 投資有価証券          | 683,205          | 利益準備金            | 9,500            |
| 関係会社株式          | 615,136          | その他利益剰余金         | 2,519,486        |
| 出資金             | 1                | 別途積立金            | 400,000          |
| 破産更生債権等         | 326              | 繰越利益剰余金          | 2,119,486        |
| 長期前払費用          | 907              | 自己株式             | △65,230          |
| 差入保証金           | 170,103          | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>287,912</b>   |
| 前払年金費用          | 257,364          | その他有価証券評価差額金     | 287,071          |
| その他             | 1,575            | 繰延ヘッジ損益          | 840              |
| 貸倒引当金           | △326             | <b>純資産合計</b>     | <b>4,335,125</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,909,634</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>8,909,634</b> |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 17,724,501 |
| 売上原価         |         | 13,322,605 |
| 売上総利益        |         | 4,401,895  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,015,915  |
| 営業利益         |         | 1,385,980  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 1,177   |            |
| 受取配当金        | 30,554  |            |
| 資材売却収入       | 4,933   |            |
| 障害者雇用調整金     | 4,756   |            |
| その他          | 3,855   | 45,276     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 29,743  |            |
| 為替差損         | 3,269   |            |
| 支払手数料        | 5,423   |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 0       |            |
| その他          | 5,229   | 43,665     |
| 経常利益         |         | 1,387,591  |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 13,205  | 13,205     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,374,386  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 439,790 |            |
| 法人税等調整額      | 2,943   | 442,733    |
| 当期純利益        |         | 931,652    |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |          |         |       |           |           |           |        |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|--------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利益準備金 | 利 益 剰 余 金 |           |           | 利益剰余金計 |
|                             |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金計  |       | その他利益剰余金  |           |           |        |
|                             |         |           |          |         | 別途積立金 | 繰越利益金     |           |           |        |
| 期 首 残 高                     | 715,615 | 633,015   | 234,827  | 867,842 | 9,500 | 400,000   | 1,342,379 | 1,751,879 |        |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |          |         |       |           |           |           |        |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |          |         |       |           | △154,545  | △154,545  |        |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |          |         |       |           | 931,652   | 931,652   |        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |         |       |           |           |           |        |
| 当 期 変 動 額 合 計               | —       | —         | —        | —       | —     | —         | 777,107   | 777,107   |        |
| 期 末 残 高                     | 715,615 | 633,015   | 234,827  | 867,842 | 9,500 | 400,000   | 2,119,486 | 2,528,986 |        |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等         |         |                | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|------------------|---------|----------------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 期 首 残 高                     | △65,230 | 3,270,106 | 215,067          | △1,308  | 213,758        | 3,483,864 |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |                  |         |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         | △154,545  |                  |         |                | △154,545  |
| 当 期 純 利 益                   |         | 931,652   |                  |         |                | 931,652   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           | 72,004           | 2,149   | 74,153         | 74,153    |
| 当 期 変 動 額 合 計               | —       | 777,107   | 72,004           | 2,149   | 74,153         | 851,260   |
| 期 末 残 高                     | △65,230 | 4,047,213 | 287,071          | 840     | 287,912        | 4,335,125 |

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ショーエイコーポレーション  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂  
業務執行社員  
  
指定有限責任社員 公認会計士 勝田 陽史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーエイコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ショーエイコーポレーション  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勝田 陽史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショーエイコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ショーエイコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 新城 学 ㊟

監査等委員 大森 茂樹 ㊟

監査等委員 種田 ゆみこ ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

大阪府中央区北浜 3-6-22

淀屋橋ステーションワン 30階 [une osaka]

開催場所が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



- 京阪電車「淀屋橋」駅直結（西改札）
- Osaka Metro御堂筋線「淀屋橋」駅直結（北改札）
- お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。